

令和8年度 東成瀬村地域公共交通にかかる事業の概要について

(1) 令和7年度までの動きについて

これまで地域の機運醸成および土台としての協議会を設置し令和7年度には地域公共交通計画を策定。令和8年度は実証事業とその実施に不可欠な組織立ち上げ・人材育成を行う。

	～R6	R7	R8	R9～
段階	機運醸成・土台作り	計画策定	実証	実証(広域化含む) ・社会実装
成果	地域公共交通活性化協議会設置	地域公共交通計画策定	実証実施	実証実施・実装
実施事項	- 交通に関する課題感の整理と先進事例を踏まえた解決方針の学習 - 上記学習結果をもとに村民を交えた議論の実施	R6に設置した協議会をベースに各種調査を進め、関係事業者等の合意形成を図りながら計画を検討	- R7策定の計画をもとに、公共ライドシェアの実証事業を実施 - 同時に地域モビリティサービス・ハブの運営を担う組織立ち上げも行う。	- R8実証結果を踏まえ、設計をアップデートし、実施 - 同時に広域的に取組を進める体制構築、実行計画検討及び実証を進める。

(2) 東成瀬村地域公共交通計画について

◆令和8年3月に東成瀬村地域公共交通計画を策定

東成瀬村地域公共交通計画（概要）

将来像 移動に困らない地域の形成

基本方針1 今あるものの連携・分担

今ある交通手段や車両などの資源を連携させ、役割分担をしながら有効活用することで交通ネットワークを維持する。

基本方針2 新しい交通手段の導入

今あるものの有効活用だけでは解消しきれない空間的、時間的な交通空白に対し、新しい交通手段を導入する。

基本方針3 村内拠点を核とした村づくり

人が集う場に生活を支える機能を具備し、交通結節点としての役割を持たせ、村内拠点を核とした交通の構築と村づくりを目指す。

今年度

施策1

移送支援サービスの継続運行



施策2

路線バスの維持



施策3

民間買い物バスの有効活用



施策4

公共ライドシェアの導入



施策5

カーシェアの導入促進



施策6

交通に関するアプリの導入



施策7

コミュニティ拠点の活用



施策8

産官民協働による改善継続



調査等から見た課題

- ◆ 自家用車利用に依存しなくとも安全・安心に暮らせる交通体系の構築が必要（自家用車依存度90%超）
- ◆ 必要な“モノ”（交通や生活サービス）へのアクセス性向上が必要（自家用車以外の交通手段の構築と、生活サービスへの利便性向上）
- ◆ 効率的な運営に向けた資産の有効活用（拠点施設や遊休車両の有効活用）
- ◆ 持続可能な交通を設計するためのデータを効率的かつ効果的に取得できないため、必要な情報を取得するための仕組みが必要（定量データの収集）

(3) 令和8年度交通事業の全体像

令和8年度は本村で新たに導入を検討している施策の1つである公共ライドシェアの実証事業とそれを含む交通サービス全体の推進組織を組成することを目指す。

公共ライドシェアの実証事業（村主体）

- ・ 本村における公共ライドシェアの実証事業を行い、AIオンデマンドシステムの導入も実施。
- ・ 実証事業の中で、既存公共交通機関との役割分担についても検討・協議し、令和9年度の本格実装を目指す。

実証事業



推進組織の組成（なるテック等主体）

- ・ 公共ライドシェアをはじめとする本村にて導入を検討している各種交通サービスの運営・管理を担う推進組織の組成行う。
- ・ 同時に、組織を担う人材の育成についてもを行い、持続可能性を高める。

公共交通を担う団体の組成

組織機能案（現時点仮説）

人材管理

モビリティサービス・ハブ運営

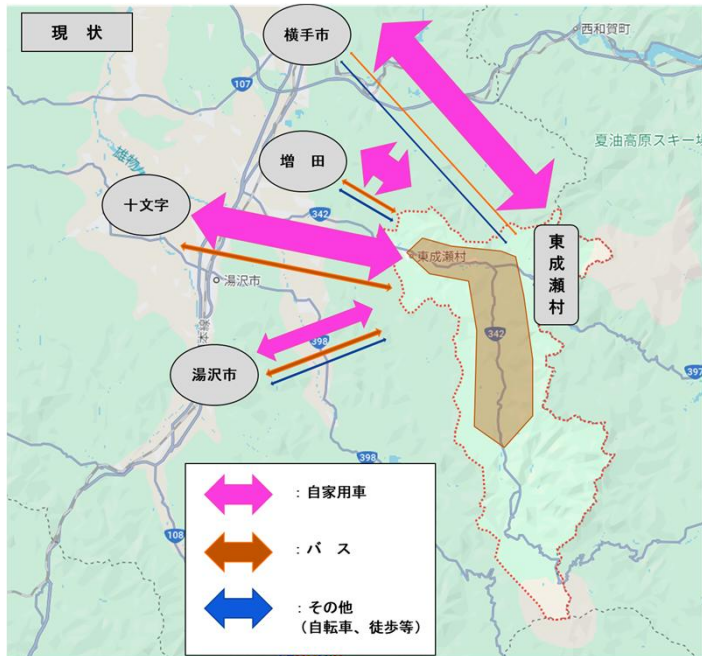


ドライバーや施設管理者等人材

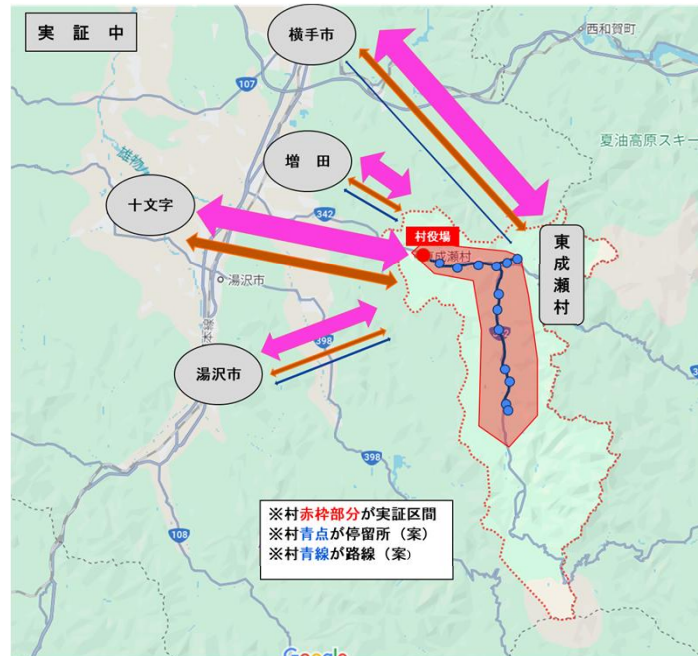
交通施策検討・改善人材

(4) 公共ライドシェア実証事業

【現状】既存の交通状況



【実証中】実証中（導入初期）の交通状況



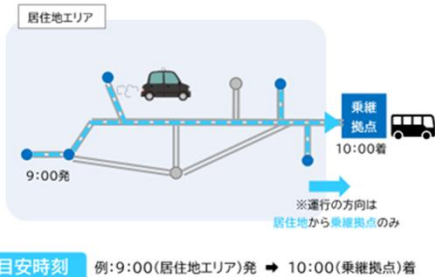
実証概要

運行区域	東成瀬村全域
時間帯	日 中
車両	ミニバン等7人乗り1台
想定運賃	500円程度 (路線バス運賃との権衡を加味した金額で設定)
予約	電話受付又はアプリ予約

Point

他の交通手段との役割を明確化すべく、ダイヤ型運行とオンデマンド運行を時間帯で区別して運行する

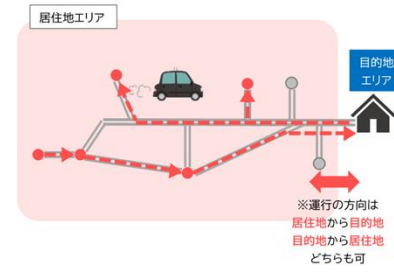
ダイヤ型運行



○ 路線バス岩井川線への乗り継ぎは、地区ごとに「目安出発時刻」を設定。

★「移動を束ねる」ことで、各交通手段の役割と利用率の向上を図る。

オンデマンド運行



○ 路線バス岩井川線の運行の無い時間帯は、村内を自由に移動できるよう、**オンデマンド**で運行。

★ 村内各所への移動手段を確保し、利便性向上を図る。

(5) 推進組織の組成

令和8年度は公共ライドシェア実証のために当該サービス運営機能を切り出し、先行的に立上げ後、年度末に大元の組織に機能移管する。

